解散公告（第一回）

当法人は、移行期間満了により平成二十五年十二月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月三十日

東京都千代田区永田町二丁目一七番五号

中央報徳会財団法人

代表清算人　小田　路雄

代表清算人　石井　照雄

代表清算人　酒井　衛

連絡先　横浜市中区本牧十二天三―一〇美商本牧ビル内　美商陸運株式会社

代表取締役　小田　路雄

解散公告（第一回）

当公社は平成二十五年十二月二十四日、総務大臣及び国土交通大臣の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月三十日

静岡県浜松市中区元城町一〇三番地の二

浜松市土地開発公社

清算人　伊藤　篤志

解散公告（第一回）

当組合は平成二十六年一月二十四日東海市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月三十日

愛知県東海市浅山三丁目五三番地

東海名和南部西土地区画整理組合

代表清算人　小島　利次

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十六年一月六日大阪府知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月三十日

大阪府池田市城南一丁目一番一号池田市役所内

池田市土地開発公社

清算人　早川　昌任

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十五年十二月十九日付兵庫県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月三十日

神戸市中央区琴ノ緒町五丁目三番五号

旭通4丁目地区市街地再開発組合

代表清算人　新井　東光

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月三十日

広島市中区寺町一番一九号広島別院内

真宗本願寺派本願寺広島別院維持財団

清算人　安部　惠証

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月三十日

広島市中区寺町一番一九号広島別院内

真宗本願寺派廣島教区教学財団

清算人　安部　惠証

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十月三十一日存続期間満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月三十日

高知県安芸市井ノ口甲二五五七番地一

財団法人井ノ口区有林管理会

代表清算人　大北紀二郎

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十六年一月十日付茨城県守谷市の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月三十日

茨城県守谷市松並二三五四番地八

守谷市原東土地区画整理組合

代表清算人　端山　雅勝

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月三十日

埼玉県東松山市神明町二丁目一番一二号

財団法人日本厚生振興会

代表清算人　南　和延

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十五年十二月二十六日奈良県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月三十日

奈良県北葛城郡河合町池部一丁目一番一号

河合町土地開発公社

代表清算人　岡井　康徳

解散公告（第二回）

当法人は、移行期間の満了により、平成二十五年十二月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月三十日

島根県大田市川合町川合二二四五番地

財団法人和田報恩会

代表清算人　和田　容子

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年七月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月三十日

山口県下関市東大和町二丁目四番一三号

社団法人下関中小企業労働福祉協議会

代表清算人　波田　兼昭

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十五年十二月二十日付高知県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月三十日

高知県長岡郡本山町本山五〇四番地

本山町土地開発公社

代表清算人　大石　格馬

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十五年十二月六日、高知県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月三十日

高知県香美市土佐山田町一六八九番地一

清算法人土佐山田町明治土地改良区

代表清算人　上村　昭夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十二月一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月三十日

栃木県鹿沼市南上野町五〇番地鹿友会館内

財団法人栃木厚生文化事業団

代表清算人　石川　世樹